

海外の研究者に審査意見書を求めることが適当でない場合、その理由

特別推進研究では、原則として海外の研究者による審査意見書の作成を求めることとしていますが、アイデア流出による甚大な影響が及ぼされる可能性がある場合等、研究代表者がこれを求めることが適当ではないと判断する場合（応募情報のWeb入力項目のうち、「海外の研究者に審査意見書を求めることの適否」欄で「適当でない」とした場合）には、その理由を1頁以内で具体的に記入すること。なお、この理由の適否については、科学研究費委員会において検討が行われます。